

一般競争入札公告

社会福祉法人光塩会 特別養護老人ホーム上毛の里 簡易陰圧装置工事に伴う一般競争入札について下記の通り公告します。

令和2年11月1日

社会福祉法人 光塩会
理事長 村上 泰宏

記

1. 入札内容

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 工事名 | 簡易陰圧装置工事 2式 |
| (2) 工事内容 | 仕様書による |
| (3) 工期 | 令和3年2月1日～2月末日頃予定 (法人と打ち合わせの上) |
| (4) 工事場所 | 群馬県前橋市上増田町 600 番地
特別養護老人ホーム 上毛の里 |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、官公庁が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 官公庁電子入札システムに登録のある事業所で、令和元年・令和2年度格付けがAまたはBランクであること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、官公庁の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、官公庁の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 国内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店または営業所を有する者であること。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

3. 入札条件等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 有（非公表） |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 入札保証金額 | 無 |

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和2年11月9日（月）（午後3時まで）
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後3時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加申込書

- イ 会社案内・会社経歴書
- ウ 官公庁の一般競争入札参加資格審査決定通知の写し
- エ 同規模施設での納入実績表（任意様式）
- オ 連絡担当者の名刺1枚（電話又はE-mailが記載されていること）

- (4) 提出方法 郵送 ※締切日午後3時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒379-2114

群馬県前橋市上増田町 600 番地
特別養護老人ホーム上毛の里

担 当：山口

電 話：027-266-9023

E-mail：y-yamaguchi@kouenkai.or.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には11月11日(水)までに仕様等[入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書]を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)

6. 仕様書に関する質疑

質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間及び方法

令和2年11月11日(水)～令和2年11月16日(月)午前10時から午後3時まで
提出方法は、下記メールにて行なうこと。(任意様式)

E-mail y-yamaguchi@kouenkai.or.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑書に対する回答は、平成2年11月16(月)午後3時までに、入札参加業者担当者様宛にメールをお送りいたします。

質疑書以外の質問は一切受け付けません。

7. 入札方法等

(1) 郵送(書留、簡易書留に限る。)による入札とし、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

① 受領期限 令和2年11月18日(水)午後3時必着とし、期限を過ぎて到達した入札書は受理しない。

② 提出先 社会福祉法人光塩会 特別養護老人ホーム上毛の里
〒379-2114

群馬県前橋市上増田町 600 番地

③ 提出書類

- ・ 入札書
- ・ 誓約書
- ・ 内訳書
- ・ 連絡担当者の名刺1枚

④ 郵送方法

封筒は、任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る「番号及び件名、入札参加者の商号又は名称」を表記するものとする。
- ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、連絡担当者名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る件名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

- (2) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守すること。
- (3) 入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
- (4) 提出した入札書の引き換え又は変更を認めない。
- (5) 入札執行回数は、1回とする。
- (6) 入札結果は、入札後直ちに落札者のみ連絡する。

8. 入札執行の日時・会場

(1) 入札執行の日時

令和2年11月19日（木）午後1時

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。（入札は二回まで）
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

10. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人にて入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの

- エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2者以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2者以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 1. 契約方法等

- (1) 落札決定から本契約までの間に自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、官公庁等から指導があった場合には従うこと。
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

以上